

ワクチン接種しやすい環境整備のお願い

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、発症予防や重症化防止の効果が期待できることから、より多くの県民に接種していただきたいと考えています。

県内では65歳以上の高齢者への接種が順調に進んでおり、現在、各市町村において一般の方への接種に向けた準備を行っているところですが、一般接種については、働いている方も多いため、職場における理解、働きかけが必要不可欠であります。

接種を希望する従業員が気兼ねなく接種することができるよう、副反応により体調を崩した場合などに仕事を休むことができるよう、各事業所において、ワクチン接種をしやすい環境整備に取り組んでくださるようお願いいたします。

ワクチン接種が進むことは、従業員の感染リスクが下がることはもとより、一日も早いコロナ収束、ひいては県内経済の再生にもつながるものと考えますので、ご協力をお願いします。

また、政府においては、企業内診療所等を活用して実施する「職域接種」や「大学・学校接種」等を開始する方針を発表しました。これらの職域等におけるワクチン接種については、県においても経費等の支援を検討していますので、実施をご検討くださるよう併せてお願いします。

(職場における環境整備について)

仕事を休んで接種に行くことを遠慮し、休日(土日)の接種に希望が集中すると、結果として地域のワクチン接種が進まないこととなります。事業所として「従業員には積極的にワクチン接種をしてほしい」、「ワクチン接種を希望する従業員が気兼ねなく接種できるよう配慮する」という方針を明確にして、従業員に示していただくことが大切です。

また、従業員が安心してワクチン接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に従業員が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

<例> ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度(失効した年次有給休暇を積み立て、病気で療養する場合等に使えるようにする制度)等をこれらの場面にも活用できるよう見直す

<例> 特段のペナルティなく従業員の中抜け(ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど)や出勤みなし(ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものととして取り扱うこと)を認める

なお、ワクチン接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるものです。

病気等の理由で接種ができない人や接種に注意が必要な人、接種したくない人、接種に強い不安を感じている人もいます。

決して、接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないよう、職場での配慮をお願いします。

(発行元) 鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課・とっとり働き方改革支援センター

〒680-8570 鳥取市東町1-220 電話 0857-26-7229 FAX: 0857-26-8169

E-mail: koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp